

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、県から市町に交付される地方消費税交付金も増額となりますが、その増額分は、全て社会保障財源化することとなっています。

本市でも、この趣旨を踏まえ、県から交付される地方消費税交付金の増加分を全て社会保障施策に要する経費に充当しましたのでお知らせします。

社会保障財源額算定式

$$14,450\text{百万円} \times 2/12 \times \text{各市町の人口} / \text{滋賀県人口}$$

※県の平成26年度地方消費
市町交付金当初予算額

※人口は平成22年度国勢調査人口

野洲市における社会保障財源額

$$14,450\text{百万円} \times 2/12 \times 49,955\text{人} / 1,410,777\text{人} \doteq \underline{\underline{85,278\text{千円}}}$$

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 85,278千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,038,841千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業内容	H26 当初予算	財源内訳				
			特定財源		一般財源		
			国(県) 支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金分	その他	
社会福祉	障がい者福祉事業	障害者自立支援給付費	748,174	561,130	0	6,703	180,341
	高齢者福祉事業	老人保護措置費	10,210	0	1,804	301	8,105
	児童福祉事業	児童手当費、公立・民間保育所運営費、学童保育所運営費	2,077,140	1,137,803	245,167	24,877	669,293
	母子父子福祉事業	児童扶養手当費	167,319	58,789	0	3,889	104,641
	生活保護扶助事業	生活保護費(生活扶助、住宅扶助、医療扶助等)	400,428	298,295	0	3,660	98,473
	小計		3,403,271	2,056,017	246,971	39,430	1,060,853
社会保険	福祉医療費助成事業	福祉医療費助成事業	337,611	104,242	43,341	6,810	183,218
	介護保険事業	低所得者利用者負担対策費、介護保険事業特別会計繰出金、介護予防支援サービス費	441,928	315	13,610	15,338	412,665
	国民健康保険事業	国民健康保険特別会計繰出金	176,992	105,147	0	2,575	69,270
	小計		956,531	209,704	56,951	24,723	665,153
保健衛生	高齢者医療事業	後期高齢者医療負担金事業費、後期高齢者医療特別会計繰出金、後期高齢者医療健康診査事業費	456,300	54,455	17,302	13,781	370,762
	母子保健事業	妊婦健康診査費、未熟児養育医療費給付費	38,568	1,509	560	1,308	35,191
	健康増進事業	各種がん検診委託料、生活習慣病予防検診委託料	25,299	3,446	4,662	616	16,575
	疾病予防事業	各種予防接種委託料、結核健康診断委託料	158,872	0	7,631	5,420	145,821
	小計		679,039	59,410	30,155	21,125	568,349
合計		5,038,841	2,325,131	334,077	85,278	2,294,355	

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。